



# 鳥取県公報

平成 23 年 3 月 8 日 (火)  
第 8 2 7 5 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	争議行為を行う旨の予告 (115) (雇用人材総室) . . . . . 2 指定居宅サービス事業者の廃止 (116) (東部総合事務所福祉保健局) . . . . . 2 指定介護予防サービス事業者の廃止 (117) (〃) . . . . . 3 土地改良法による換地処分 (118) (東部総合事務所農林局) . . . . . 3 指定居宅サービス事業者の廃止 (119) (中部総合事務所福祉保健局) . . . . . 3 指定介護予防サービス事業者の廃止 (120) (〃) . . . . . 3 指定居宅サービス事業者の指定 (121) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 4 指定介護予防サービス事業者の指定 (122) (〃) . . . . . 4
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (5) . . . . . 4

# 告 示

## 鳥取県告示第115号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、鳥取県医療労働組合連合会から争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年3月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 事件

- (1) 賃金引上げ、成果主義賃金導入及び賃金体系改悪反対、夏季一時金（2.5ヶ月＋ $\alpha$ 以上）の保証等に関する件
- (2) 安全・安心の医療確立に向けた大幅増員及び必要人員確保、欠員の即時補充、三交替による3人以上・月6日以内（当面8日）夜勤協定の締結及び改善等に関する件
- (3) リスクマネージャーの専任配置及び安全管理委員会への労働者代表の参加、医療事故防止のための院内体制の整備及び拡充等に関する件

### 2 日時

平成23年3月17日午前0時以降本事件の解決に至るまでの期間

### 3 場所

次の表に掲げる施設

施設名	所在地
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町252
株式会社メディコープとっとり	鳥取市末広温泉町211
鳥取県中部医師会立三朝温泉病院	東伯郡三朝町大字山田690
米子医療生活協同組合	米子市富益町1128

### 4 概要

3の各施設の内外において、あらゆる形態の争議行為及びこれに対する妨害排除のための争議行為を単独で、又は並行して行う。

## 鳥取県告示第116号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年3月8日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
加藤外科内科医院	加藤外科内科医院	岩美郡岩美町大字河崎266-3	平成23年2月28日	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導

**鳥取県告示第117号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成23年3月8日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
加藤外科内科医院	加藤外科内科医院	岩美郡岩美町大字河崎266-3	平成23年2月28日	介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導

**鳥取県告示第118号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る日置谷地区の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成23年3月8日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

**鳥取県告示第119号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年3月8日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
医療法人至誠会	デイサービスひまわり	倉吉市東昭和町165	平成23年2月28日	通所介護

**鳥取県告示第120号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成23年3月8日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
医療法人至誠会	デイサービスひまわり	倉吉市東昭和町165	平成23年2月28日	介護予防通所介護

**鳥取県告示第121号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年3月8日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
アースサポート株式会社	アースサポート米子	米子市道笑町四丁目4-8	平成23年3月1日	訪問入浴介護

**鳥取県告示第122号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成23年3月8日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
アースサポート株式会社	アースサポート米子	米子市道笑町四丁目4-8	平成23年3月1日	介護予防訪問入浴介護

**選挙管理委員会告示****鳥取県選挙管理委員会告示第5号**

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成23年3月8日

## 鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,714
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	147,612
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	52,954
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	40,088
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,851
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,833
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,580
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	8,762
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	16,502
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	12,531
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,791